

都市再生整備計画(第3回変更)

かわごえし れきしてきふうち いじこうじょうちく
川越市歴史的風致維持向上地区

さいたま かわごえし
埼玉県 川越市

平成26年12月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	埼玉県	市町村名	川越市	地区名	川越市歴史的風致維持向上地区	面積	84 ha
計画期間	平成 23 年度 ~ 平成 26 年度			交付期間	平成 23 年度 ~ 平成 26 年度		

目標

- 本市固有の歴史的風致の維持向上を図る
- 目標1:川越まつりの保存と発展のため、山車行事の背景となる町並みの整備を行なう。
- 目標2:物資の集散地としての歴史と都市機能の維持のため、核となる歴史的風致向上施設の整備を行なう。
- 目標3:寺社行事と門前の賑わいの維持と発展のため、寺社と門前及び周辺環境整備を図る。

目標設定の根拠

- まちづくりの経緯及び現況
- 本地区には、伝統的建造物群保存地区を始め、多くの国指定重要文化財の歴史的建造物が現存するとともに、人々の活動と一体となった「川越まつり」「物資の集散」「寺社行事と門前の賑わい」という歴史的風致が存在している。
 - 川越市中心市街地地区都市再生整備計画の実施によって、歴史的建造物の保存活用と、賑わい創出との関係性が認められる実績がある。
 - 川越市歴史的風致維持向上計画の認定。

課題

- 「伝統的建造物群保存地区」を含む「川越十カ町地区都市景観形成地域」においては、これまでも歴史的景観を活かしたまちづくりを行ってきたが、今後は「川越城跡」「喜多院周辺」などの周辺の歴史的地区とも一体となった新たな魅力の創出が必要である。
- 歴史的風致を維持向上するために必要な諸施策・計画及び関連施設の整備が必要である。
- 歴史的風致の舞台となる「旧山崎家別邸」「旧川越織物市場」「旧鶴川座」等の歴史的建造物の復元・修理・整備など、保存活用による、歴史的風致の維持向上が求められている。

将来ビジョン(中長期)

- 第3次川越総合計画後期計画の「景観に配慮したまちづくり」の、「歴史的地区の整備」において歴史的風致の維持向上を目指す位置づけがされている。
- 川越市歴史的風致維持向上計画における整備方針において、「歴史的風致を維持向上するために必要な諸施策・計画及び関連施設の整備」が位置づけられている。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値	
				基準年度	目標年度	
都市景観形成地域内における届出件数	件/年	都市景観形成地域内における、外観の変更を伴う建築行為の際の届出件数	地域景観形成基準に沿った届出件数を観測する事で、良好な景観形成が図れた事を示す指標とする。	32件/年	平成21年度	35件 平成26年度
喜多院門前における歩行者数	人	喜多院周辺(門前通り)の歩行者数	歴史的文化的特性を活かした景観整備と、安全な歩行環境を創出する事による、喜多院周辺(門前通り)の歩行者数を指標とする。	3,304	平成22年度	3,634 平成26年度
川越まつりの来客数	人	10月第3土日に開催される川越まつり山車行事へ参加者数	歴史的風致に位置づける川越まつりの参加者数を観測する事で、地域的魅力の維持を確認する。	806,000人	平成22年度	806,000人 平成26年度

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>・寺社行事と門前の賑わいの維持と発展のため、喜多院と蓮馨寺門前の道路整備を行ない、門前散策のための安全な歩行環境の向上を図る事で、寺社門前の賑わいに見る歴史的風致の維持向上を図る。</p>	<p>●道路:歴史的地区環境整備街路事業(基幹事業/(仮)喜多院門前通り線(未都決))(関連事業/立門前線(蓮馨寺門前・都決済))</p>
<p>・公共交通機関からのアクセスの向上と、点在する歴史的地区の回遊性の向上のため、施設を繋ぐ道路舗装材の差別化により自然な動線の誘導を図るとともに、川越まつりの山車曳行が行われる道の整備を行う事で、歴史的風致の維持向上を図る。</p>	<p>●道路:歴史的地区環境整備街路事業(基幹事業/(仮)喜多院門前通り線(未都決)) 関連事業:重点区域内回遊路整備検討調査(街なみ環境整備事業)/川越市自転車シェアリング事業 協定制度(関連事業):川越市まちなかコミュニティサイクル社会実験(サイクルポートの整備・管理)</p>
<p>・都市景観形成地域内における景観阻害物件の改善及び保存すべき伝統的建造物(歴史的風致形成建造物)を修理活用し観光拠点の創造を図る事で、伝統的建造物群保存地区周辺の歴史的景観保全並びに歴史的風致の維持向上を図る。</p>	<p>●地域創造支援事業(提案事業/都市景観重要建築物の活用)(関連事業/旧山崎家別邸整備/都市景観重要建築物の活用(中心市街地地区都市再生整備計画事業))</p>
<p>その他</p>	

制度別詳細4(利便増進協定に関する事項)都市再生特別措置法46条13項

制度の活用			
事業内容	事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1	自転車駐車器具(サイクルポート)の整備・管理	平成24年度	株式会社まちづくり川越(推進法人)
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

1. 協定締結者
株式会社まちづくり川越(平成24年5月28日に都市再生整備推進法人に指定)、施設所有者

2. 都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域(都市利便増進協定を想定している区域)
次ページの赤枠の範囲

3. 協定の内容
(1) 協定の目的となる都市利便増進施設
・サイクルポート

(2) 費用負担
・推進法人がコミュニティサイクル社会実験を実施し、その収益を充当する。

(3) 都市利便増進施設の整備・管理の方法
・推進法人が共同で社会実験を実施する民間事業者とともに維持管理を実施する。

制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)

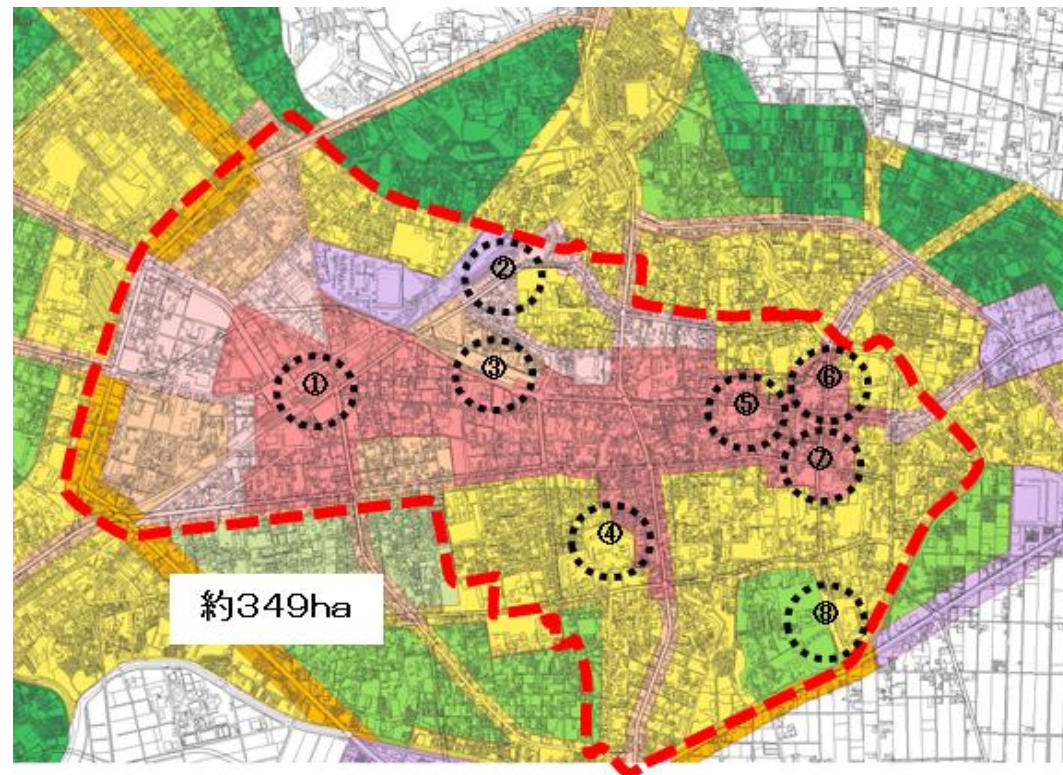
制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図及び設置イメージ

都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域

①～⑧ サイクルポート周辺の主要施設

- ① 川越駅
- ② 川越市駅
- ③ 本川越駅
- ④ 喜多院
- ⑤ 幸町駐車場
- ⑥ 川越まつり会館
- ⑦ 川越市役所
- ⑧ 初雁公園

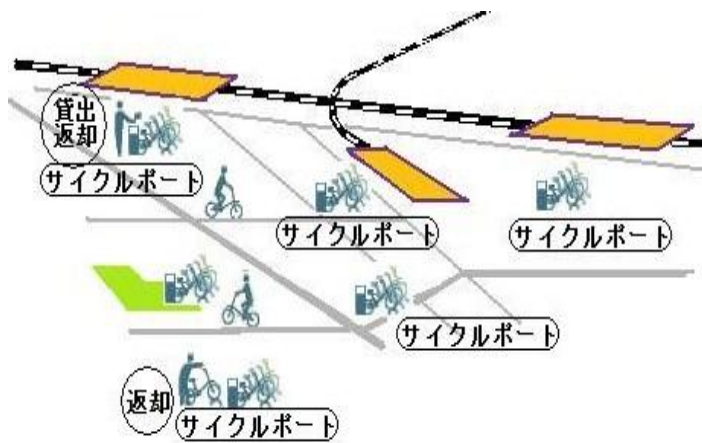


制度別詳細4-2(都市利便増進協定に関する事項)

都市利便増進協定の参考

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

コミュニティサイクル社会実験イメージ図



まちなかコミュニティサイクル社会実験
使用自転車とサイクルポート例

都市再生整備計画の区域

川越市歴史的風致維持向上地区(埼玉県川越市)	面積	84 ha	区域	宮下町1丁目、宮下町2丁目、志多町、喜多町、郭町2丁目、久保町、三久保町、六軒町1丁目、小仙波町1丁目、小仙波町2丁目、小仙波町3丁目、小仙波町5丁目、西小仙波町1丁目、西小仙波町2丁目、の一部
------------------------	----	-------	----	---

※ 計画区域が分かるような図面を添付すること。

